

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境施策部環境施策課(06-6630-3491)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	体験の機会の場の認定の取り消し
概要	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律は、その目的を実現するために、認定の条件に違反した者等に対して、認定を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の6 大阪市環境教育における体験の機会の場の認定に関する事務の取扱い要領第11条 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000196615.html)
処分基準	次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことがあります。 <ol style="list-style-type: none"> 1 認定体験の機会の場で行う事業の内容等が、第20条第1項各号に掲げる要件（同条第2項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。）に適合しなくなったとき。 2 認定民間団体等が、第20条第8項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 3 認定民間団体等が、第20条の4第2項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 4 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018676.html
備考	